法律の現場から 78

親と子の「面会交流」

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 鈴木 哲郎

離婚や別居により子どもと離れて暮らしている親（非監護親）が子どもと会うことを「面会交流（または面接交渉）」といいます。

離婚自体の増加や当事者の権利意識の高まりなどから、近年、面会交流が家庭裁判所の調停で争われるケースが増えていますが、重要なのは「子の福祉（幸せ）」という観点です。

父母の紛争や離婚により、子どもは少なからず不安定な精神状態に置かれます。そのような時に、一緒に暮らしている親だけでなく、離れて暮らしている親からも大切にされていると実感することで、子どもは安心感を取り戻すことができます。

面会交流が、このような子の福祉という観点から認められるものであることを、忘れてはなりません。